

一関市地域活性化起業人募集要項

一関市（以下「本市」という。）では、総務省が創設した地域活性化起業人制度（企業派遣型）を活用し、観光地や特産品の認知度向上、滞在型観光の促進、地域内消費の拡大を図るため、専門的知見やネットワークを有する民間企業から人材を募集する。

人材を派遣する企業の選定後、本市と派遣元企業との間で派遣期間中の取扱いに関する基本的事項について協定を締結する。協定締結後、派遣元企業は社員を本市へ派遣し、派遣される社員（以下「派遣社員」という。）は、本市への観光誘客に資する業務に従事する。

1 業務内容

派遣社員は、本市商工観光部産業企画課配属のもと、観光誘客に資する業務として、以下の項目のうち、(1)を必須とし、加えて(2)から(6)の中から選択した2項目以上（合計3項目以上）を中心に、本市と協議の上、定める業務を行うものとする。

以下は業務内容の例示である。

[必須項目]

- (1) 地域資源を生かした戦略的なプロモーション活動

[選択項目]

- (2) 地域課題等の調査及び分析
- (3) 地域資源等を活かした観光商品の開発
- (4) 地場産品を活用した商品開発の支援
- (5) 地域資源や食を活かした観光コンテンツの造成支援
- (6) 地域の生産者や飲食店、事業者等との連携

2 募集人数 1人

3 募集期間 令和8年10月13日（火）から11月20日（金）まで

※ ただし、応募がなかった場合には、募集期間を延長することがある。

4 応募条件

次の条件のすべてを満たす社員の派遣が可能な企業等

(1) 派遣元企業に関する要件

- ①三大都市圏内（国土利用計画に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。）に所在する企業等であること
- ②宗教活動や政治活動を目的とする法人でないこと
- ③現在の主たる事業所所在市町村の市町村税の滞納がないこと
- ④暴力団（一関市暴力団排除条例（平成27年一関市条例第38号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に該当せず、かつ、法人の代表者、役員又は使用人その他従業者若しくは構成員に暴力団員等（条例第2条第3号から同条第5号に規定する暴力団員）に該当する者がいないこと

(2) 派遣社員に関する要件

- ①三大都市圏に所在する企業等に勤務する者（三大都市圏に本社機能を有する企業等にあっては、三大都市圏外の支店等に勤務する者を含む。）であること
- ②派遣元企業において入社後 1 年以上の勤務歴があること
- ③派遣の際、現に本市の区域内に勤務する者ではないこと
- ④同時期に他の自治体で地域活性化起業人になっていないこと
- ⑤地方公務員法第 16 条に規定する欠格事項に該当しない者であること
- ⑥地方公務員法第 34 条等、服務に関する規定を順守できる者であること

5 派遣形態

派遣元企業の身分を有したままの在籍派遣とする。

給与等の支給、社会保険等、年次有給休暇の付与等は、派遣元企業の規定によること。

6 派遣期間

派遣は令和 9 年 1 月から 6 か月以上 3 年以内を想定

※ 派遣開始期日は、双方協議の上、決定する。

※ 令和 9 年度以降の派遣については、当該年度の予算の成立が条件となること。

7 勤務条件

- ・ 派遣期間中は、各月において、本市の開庁日の半分以上を本市内で勤務すること。
- ・ 派遣社員の勤務時間、休憩時間、休日等については、本市の条例、規則その他の規定に基づくこと。

（勤務時間） 8 時 30 分から 17 時 15 分まで（休憩 1 時間、実勤務時間 7 時間 45 分）

（休憩時間） 原則 12 時から 13 時まで

（休日） 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

8 費用負担

派遣元企業に対し、派遣に要する費用として、派遣社員 1 人あたり、年額 610 万円を限度として負担する。なお、派遣従事の開始が年度途中の場合は、月割りにより計算する。（千円未満の端数切り捨て）

9 募集スケジュール

- | | |
|---------------|---------------------|
| ①募集開始 | 令和 8 年 10 月 13 日（火） |
| ②質問 | 10 月 21 日（水）17 時まで |
| ③質問回答 | 10 月 23 日（金） |
| ④応募申込期限 | 11 月 20 日（金）17 時まで |
| ⑤選考（面接又は書類審査） | 11 月 30 日（月）予定 |
| ⑥選定結果通知 | 12 月 4 日（金）予定 |
| ⑦協定締結 | 12 月中に締結予定 |

※（再掲）派遣開始期日は、双方協議の上、決定する。

10 選定基準

提出された申込書を次の内容に着目し選定を行う。

- (1) 審査の着目点
 - ・ 派遣元企業の強み（食・観光・地域連携等の実績、専門性、ネットワークなど）
 - ・ 実施体制（派遣後の支援体制、企業としてのコミットメントなど）
 - ・ 派遣候補者（経歴、企画力、調整力、地域で活動する適性など）
- (2) 結果通知

審査結果はメール等で通知する旨

11 応募手続

以下の書類を郵送及び電子メールで提出し、提出後は、必ず電話で到着の確認を行うこと。

- (1) 一関市地域活性化起業人申込書（別紙１）（会社概要書、職務経歴書を添付）
- (2) 派遣候補者が支援できる内容を記載した書類（任意様式）
- (3) 地域活性化起業人の業務内容に類似する案件又はその他業務改善の支援実績があるときは、その一覧を記載した書類（任意様式）

12 誓約事項

12 (1)に規定する申込書の提出をもって、次の事項に同意があったものとみなす。

なお、必要に応じて、派遣元企業の経営状況等を調査することがある。

- (1) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙２）に抵触しないこと。
- (2) 国税、都道府県税及び市町村税に未納がないこと。

13 選考方法

派遣元企業の担当者、派遣候補者と面談を行う。

※ 書面審査のみとする場合がある。

14 その他

この募集要項に掲載されていない事項は、「地域活性化起業人制度」推進要綱（令和３年３月３０日（総行応第７８号）制定）による。

15 応募に関する質問等

質問等があるときは、質問票（別紙３）に記入の上、「16 申込み・問い合わせ先」までメールを送信すること。

なお、質問等にはメールで回答するが、数日を要すること。

16 申込み・問い合わせ先

一関市商工観光部産業企画課（〒021-8501 岩手県一関市竹山町７番２号）

Tel:0191-21-8451 Fax:0191-31-3037 E-mail:sangyou@city.ichinoseki.iwate.jp